

令和2年12月23日（水）

於・特許庁庁舎9階庁議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第45回特許制度小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議 事	2
報告書案の提示	2
3、閉 会	35

開 会

○猪俣制度審議室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第45回特許制度小委員会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、一部の委員の方につきましては、スカイプによる参加となります。会議室とスカイプで参加されている方とはリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言いただく際ですが、会議室にいらっしゃる委員の皆様は、マイクの卓上側のボタンを押して、マイクが赤く点灯しましたら、作動するようになっております。挙手いただきまして、指名されましたら、まずはボタンを押して御発言いただき、御発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただくようよろしくお願いいたします。

また、オンラインにて出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにしていただくようよろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、玉井委員長にお願いしたいと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。

本日は、委員全員の御出席でございまして、そのうち蘆立委員、飯田委員、設楽委員、鈴木委員、田村委員、長澤委員、中畑委員、山本委員におかれましては、スカイプでの御参加となっております。

続きまして、具体的な審議に先立って、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 まず、本日の委員会は、16名の委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、滞りなく開催が可能です。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会におきまして、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1については、お手元のタブレットで御覧いただければと存じます。スカイプで御参加の方々には、事前にデータをお送りさせていただいております。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスの方々の傍聴につきましては、WEB傍聴に限り可能とし、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 事

報告書案の提示

○玉井委員長 それでは、議事に入ります。「報告書案の提示」について、資料1をもとに事務局より御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局お願いいたします。

○猪俣制度審議室長 それでは、資料1を御覧ください。まず、ページをお開きいただきまして1ページ目、はじめにというところを御覧いただければと思います。

特許制度小委員会では、「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方」についてこれまで議論を実施し、令和2年7月に中間とりまとめを提示しました。

中間とりまとめでは、AI・IoT技術やデジタル化への対応や、特許活用の多様化等について現状の分析を行うとともに、円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システムについて、引き続き議論を深化していくべきとしたところでございます。

さらに、本年度の産業構造審議会総会や知的財産分科会基本問題小委員会では、ウィズコロナ/ポストコロナ時代において、接触回避（デジタル化・オンライン化の加速）等に対応した政策や行政組織のあり方について議論が行われ、新型コロナウイルスの影響により「新たな日常（ニューノーマル）」への移行についても、新たな検討課題となっているところでございます。

そこで、本小委員会中間とりまとめで取り上げたもののうち、議論を深化するとして以下の知財紛争処理制度について、第42回以降の本小委員会にて検討を実施したところでございます。

主な項目は、5個ございます。早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型（二段階訴訟制度）、当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）、第三者意見募集制度（アマカス・ブリーフ制度）、侵害者利益吐き出し型賠償制度、訂正審判等における通常実施権者の承諾でございます。

さらに、基本問題小委員会等の議論を踏まえ、以下に掲げる、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い顕在化した課題や制度利用者の要望を踏まえた特許法等の手續上の論点等についても、検討を実施していただきました。

主に4つございます。審判等における口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化、災害等の発生時における割増手数料の取り扱い、権利回復制度の見直し、模倣品の越境取引に関する規制の必要性についてでございます。

本報告書は、これまでの審議内容を取りまとめ、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方の議論を踏まえ、ウィズコロナ／ポストコロナ時代の特許制度の見直しについて提言するものでございます。

2ページ目を御覧ください。まず、中間とりまとめに係る検討事項から順番に御説明したいと思います。(1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型、いわゆる二段階訴訟でございます。①中間とりまとめの概要を簡単に御説明します。

(ア) 現行制度の課題のところ、損害賠償請求訴訟が提起されると、まずは特許権侵害の有無(侵害論)に関する審理が行われ、裁判所が侵害との心証を得た場合には、侵害との心証を持った範囲についての心証開示を行い、または、これについての中間判決を出した上で、損害の有無・範囲(損害論)に関する審理に進むという二段階の審理が行われております。

ここで、中間判決は、民事訴訟法に基づくものであり、侵害論のみについての判決を出すことが可能である。しかし、当該審級における訴訟係属を集結させる裁判である終局判決とは異なり、中間判決に対しては独立して上訴をすることはできない。損害論を経て判決が出されてから初めて上訴することが可能である。このため、当事者が侵害の有無についてのみ裁判所の判決を確定させることができないという課題設定がされました。

また、特許権者が差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟を併合提起した事案においては、侵害論が終わった段階で差止請求訴訟についてのみ分離して判決を出すことは通常は行われておらず、損害論を経た上で、損害賠償請求訴訟についての判決を出す段階で併せて差止請求訴訟についての判決を出すのが一般的である。このため、差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟を併合提起した事案において侵害論が終わった段階において差止めを実現することができないのではないかという課題設定がされたところでございます。

そこで、本小委員会では、侵害の有無のみについて終局判決を得ることを可能とする新たな訴訟類型の創設を、「二段階訴訟」と呼んで検討することとしたところでございます。

(イ) 海外の制度についても、中間とりまとめで整理したところでございます。

3 ページ目を御覧ください。ドイツのところの中央あたりですが、多くの場合、被告が損害額の算定に必要な情報である会計文書を原告に提供することで、一段階目の訴訟の判決後における当事者間の交渉により和解がなされる。損害額につき和解交渉が決裂した場合、二段階目として損害賠償請求訴訟が提起されるが、その割合は、特許侵害を認容した訴訟の1割程度であるとされているところでございます。

少し割愛いたしまして、4 ページ目を御覧ください。本小委員会では、特に、二段階訴訟が浸透しているとされるドイツの制度に着目して検討を行った。

(ウ) 残された課題。二段階訴訟については、法的に検討すべき事項が多数あるところ、中間取りまとめにおいては、ドイツの制度のように会計情報請求権を特許権者側に認めることについては懸念が大変大きく慎重に検討すべきと結論づけた。その上で、引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、残された個別の論点について、さらに議論を深めていくことが適当であると結論づけたところでございます。

以上の中間とりまとめについては、案の段階において、パブリックコメントの手続を採ったところでございます。パブリックコメントでは、「裁判の迅速化と効率的な進行を同時に図れる利点があり、訴訟経済の観点からも望まれる」、「早期の紛争解決や訴訟経済に資する効果がある」という肯定的な意見が寄せられた一方で、「制度化の必要性やニーズが不明である」等、個別の法的な論点を検討する以前の問題として、そもそものニーズを疑問視する意見も寄せられたところでございます。

②本小委員会での検討でございます。本小委員会では、改めて、現行の制度下で取り得る手段として、(i) から (iii) の既存の手続類型の比較を行い、二段階訴訟を制度化するニーズの有無について検討を行っていただきました。

(ア) 既存の手続類型 (i) : まず差止めの仮処分申立てのみを行い、後に差止請求訴訟及び損害賠償請求訴訟を提起する方法との比較でございます。

5 ページ目を御覧ください。中央あたりでございますが、既存の手続類型 (i) によれば、通常侵害論に要する期間よりも早期、すなわち、二段階訴訟を創設した場合の第一段階目の訴訟の判決が出る時点よりも早い時点で差止めを実現することが、差止めの仮処分において可能でございます。ただし、課題としては、担保金の供託が必要であり、担保金を用意できない当事者はこの手続を利用することができないという課題がございます。これにつきまして、本小委員会では、そもそも、差止めの仮処分における担保金を課題と

して指摘する意見がなかったところでございます。

(イ) 既存の手続類型 (ii) でございます。これは、差止めの仮処分申立てを行い、併行して、差止請求訴訟及び損害賠償請求訴訟を提起する方法との比較でございます。

こちらの場合は6ページ目を御覧ください。上から3行目あたりですが、損害賠償請求訴訟の完成の時効が発生しないため、既存の手続類型 (i) では、損害賠償請求訴訟を提起するまでの間、時効の管理をする必要があるところ、今回の (ii) のような手続類型によれば、差止めの仮処分申立ての手続が終わるのを待つことなく損害賠償請求訴訟を提起するから、訴訟提起した時点で時効の管理をする必要がなくなるというメリットがございます。

ただ、こちらについても、担保金を用意できない場合はこの手続を利用することができないという課題がありますが、本小委員会では、差止めの仮処分における担保金を課題として指摘する意見がなかったことは上記のとおりでございます。

(ウ) 既存の手続類型 (iii) でございます。こちらは、差止請求訴訟を先行して提起した上で、別途、損害賠償請求訴訟を提起する方法との比較でございます。

こちらは6ページの下のほうに書いておりますが、担保金は必要ないということで、本小委員会でも、この訴訟類型によれば現行制度下でも侵害論の審理が終わった時点での差止めが実現可能であり、この制度を使えば、仮に二段階訴訟を導入しても差止めは早くなれないという意見が出されたところでございます。

既存の手続類型 (iii) については、差止請求訴訟のみの提起では、損害賠償請求権の消滅時効の完成が猶予されないため、消滅時効期間が迫ってきた場合には、差止請求訴訟の一審判決を待たずして損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない場合があるということが課題として想定されております。

また、もう一つの課題として、二段階目の損害賠償請求訴訟においても、差止請求訴訟における審理と内容が重なるため短時間で終わるものの、侵害論の審理が全く行われなわけではなく、差止請求訴訟における侵害についての審理内容と重複して審理をする部分が生じるから、その分、損害賠償請求による救済を得るのに時間を要する課題も想定し得るところでございます。これらの課題については、まず前者、時効に関しては、弁護士、弁理士、企業の各委員の立場から、消滅時効の管理で実際に困ったという事例は見当たらないという意見が出されました。後者の課題に関しては、本小委員会において、このような課題を指摘する意見はなかったところでございます。

(エ) 既存の手続類型 (iv) でございます。差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟を併合提起した後で差止請求訴訟についてのみ弁論を分離して先に終局判決を出す方法との比較でございます。

事務局から提示した3つの既存の手続類型のほかに、こうした分離するという方法についてもあるのではないかという意見が出され、これで対応できるのではないかという指摘がございました。

8ページ目を御覧ください。これを受けて、併合提起された損害賠償請求を措いて差止めについてまず判決するというニーズは考えにくいいため、そのような方法は余り採られていないものの、現行法でも可能であるとの意見もございました。この場合であれば、消滅時効の完成猶予効を得られるということでございます。そして担保金も必要ないということで、既存の手続類型 (iv) を採り得る場合においては、二段階訴訟によらなければ実現できない課題が存在するという意見はなかったところでございます。

(オ) 二段階訴訟のメリットでございます。侵害論についてのみ終局判決を得るニーズについて、事務局からは、例えば、中小企業・スタートアップ企業において、侵害論のみの終局判決が早期に得られることで、早期の経営判断ができる、あるいは、いち早く資金調達・企業PR等の契機につながるようなことがメリットとして考えられないかという例示を行い、本小委員会において意見を求めたところでございます。

これに関して、本小委員会では、経営判断をするために必要な情報が早く手に入るメリットがあるという意見、差止めをしたいわけではなくロイヤリティーを払ってもらいたいという場合に有益であるという意見が出されました。また、産業構造がモノからコトへと変化している中で、コトに関わる発明の価値を顕在化する制度の1つとして位置づけて議論することは有益ではないかという意見も出されたところでございます。

中立的な意見として、もし二段階訴訟によって審理期間が短くなるのであれば有益であるとの意見もございました。また、資金調達のメリットがあるかという点については、資金調達は、金融機関が係争関係のみに着目するのではなく多くの要素を考慮した上で判断することが多いので判決のみが大きな影響を及ぼすことは多くはないとも述べており、否定的な意見があったところでございます。

また、弁護士・弁理士の立場から、二段階訴訟のニーズを疑問視する意見として、会計情報請求権を設けることができず、裁判所の審理期間につき標準処理期間のようなものを設定することもできないのであれば二段階訴訟を制度化したからといって紛争解決の早期

化にはつながらず二段階訴訟を制度化する必要はないという意見、侵害についての判決が確定してしまうとむしろ和解による解決は難しくなるという意見、和解ができなければかえって紛争が長期化するおそれもあるという意見、現行制度下でも訴訟のほかに調停、仲裁という選択肢もあり、中小企業・スタートアップ企業の事業のニーズに合わせた紛争処理ができているという意見、侵害の有無を確認する訴訟は被疑侵害者側からすると第一段階目では最終的にどの程度の規模の損害賠償を請求されるかわからないため中小企業にとってはどの程度コストをかけて訴訟の準備をすべきかが判断できないというデメリットがあるという意見が出されたところでございます。

また、企業の立場からは、現行の制度で対応できており継続審議の必要があるのかも疑問であるという意見、和解による解決についても和解金額の相場がわからない場合があり裁判所に心証を出してもらったほうが早期の和解ができるという意見、新しい制度を導入すると予見性が低下し、企業の知財戦略上負担となるから具体的なニーズがない以上は導入すべきではないという意見が出されたところでございます。

以上のほかに、そもそも日本の訴訟は全体としてドイツと比較して遅くないという意見、時効の管理や印紙代のために二段階訴訟という大掛かりな制度を導入する必要性があるかは疑問であるという意見も出されたところでございます。

③まとめでございます。以上のとおり、二段階訴訟については、ニーズを肯定する意見もあり、また、一定の手段が現行法の下で執りうるとしても、実務になじみがなかったり、訴訟制度や判例についての深い理解を要したりするとすれば、それを法文で明示することにも意味があるとも考えられるが、二段階訴訟の早急な立法化を強く求める意見はなかった。むしろニーズを疑問視する意見が多数であり、また仮にニーズがあったとしても、法改正によらず、現行法の下で執りうる手段によってそれを満たすことができるとの指摘があった。したがって、これまでの二段階訴訟についての議論には大いに意義があったものの、今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当であると書かせていただいております。

10 ページ目から、(2) 当事者本人への証拠の開示制限でございます。こちらについては、一番下の(イ) 残された検討課題のところで述べたいと思います。

当事者の同意を前提としない制度を求める意見があった。また、令和元年特許法改正によって、査証制度の導入がなされたところ、産業界においては、査証によって被告当事者の営業秘密が原告当事者に開示されてしまうことを懸念する声があった。これらの検討、

意見を踏まえ、本小委員会では、原告当事者の同意の有無にかかわらず、原告当事者による情報へのアクセスを制限する仕組みの導入について検討を行った。

12 ページ目を御覧ください。③現行制度の課題でございます。現行制度においては、提出される証拠の閲覧制限について、当事者間の合意が形成できない場合には、原告当事者による閲覧請求を制限することはできないと考えられる。

さらに、査証制度については、営業秘密の保護のために査証報告書に含まれる営業秘密の非開示手続が導入されているものの、裁判所の判断により、侵害の立証のために必要であれば、たとえ営業秘密であっても原告当事者に開示されてしまう可能性がある。

そこで、本小委員会では、特定の場合において、被告当事者の営業秘密について、原告当事者の閲覧等を制限する仕組みを検討した、と書かせていただいております。

ページを飛ばしまして、14 ページを御覧ください。⑤本小委員会での検討でございます。(i) と (ii) を書いておりますが、これは先ほど申し上げたものでございます。(i) については、原告当事者の同意の有無にかかわらず制限する場合の導入、(ii) については、査証制度の導入について検討したところでございます。

(i) と (ii) いずれに関しても、原告当事者自身の同意を得ることなく情報へのアクセスが制限されることについて、原告当事者の裁判を受ける権利に抵触するおそれや、主張・立証、上訴の判断や特許請求の範囲の訂正等を含めた訴訟追行に支障が生じるおそれが指摘され、早期の法制化には慎重な意見が多く出された。

また、査証制度については、査証による営業秘密の流出を懸念する意見が出された。他方、査証報告書中の営業秘密を保護するための手続として裁判所による営業秘密の非開示の判断、当該判断に対する即時抗告などの手続が設けられていることや、査証制度自体施行から間もないことを考慮して、制度の導入は時期尚早であり、今後の裁判所による運用実態を注視していくことが適当との意見が多く出された。さらに、運用を注視する中で情報流出のような課題が顕在化したときに速やかに対応できるよう、継続的に検討していくべきとの意見も出された。

⑥まとめでございます。企業の有する製造ノウハウや会計情報等の営業秘密は、当該企業の競争力の源泉とも言うべきものであり、訴訟における営業秘密の保護については、一定のニーズが存在する。また、当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることにより、訴訟の場に十分な証拠が提示されるようになることが期待され、有意義であると考えられる。他方、当事者による情報の閲覧等を制限することについては、憲法との関係、

訴訟追行の困難性、本人訴訟の取扱いなどの課題が存在している。今後は、秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の要否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当である、と書かせていただいております。

続きまして、16 ページでございます。(3) 第三者意見募集制度でございます。

①中間とりまとめにおいては、制度の導入については、大きな異論はなく、残された論点について引き続き議論を深めていくべきとの方針がなされたところでございます。

②本委員会での検討でございます。(ア) 裁判所が第三者の意見を求めることができる範囲ですが、意見を求めることができる範囲について、経験則と事業実態などの事実とを切り離せないのであれば範囲を限定しない考え方もあり得るとの意見、意見募集の事項は裁判所が各事案に応じて決定することが重要であるとの意見、AI・IoT技術など様々な業界に影響を及ぼす事案では法律問題に限らず他業界の事実関係についても意見募集すべきであるとの意見が出され、法律問題や経験則などに限定せず、裁判所が事案に応じて必要と認めた事項とすることに大きな異論はなかったところでございます。

(イ) 意見の取扱いでございます。双方の当事者が提出しなかった意見書は裁判所の判断の基礎とされないため、第三者の意見書提出のインセンティブを損ねることになりかねないとの意見、第三者が裁判所に提出した意見書につき常に訴訟で参酌し得る制度を導入すべきとの意見が出された。他方、民事訴訟の原則である弁論主義に鑑みれば、当事者が意見書を書証として提出することで選別することが適当との意見、裁判所が全ての意見書に目を通すことは負担が大きく訴訟遅延を招きかねないため、当事者が書証として提出することによって選別した意見書に基づいて裁判所が判断することが適当との意見が出されたところでございます。

17 ページでございます。(ウ) 対象とする訴訟の範囲でございますが、審決取消訴訟は対象にならないとする区別に合理的な理由を見出すことは困難との意見もございました。これまでの知財高裁の大合議事件における審決取消訴訟では、サポート要件、存続期間の延長登録、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム、進歩性などの重要な論点を取り上げられており、対象に含めるべきとの意見も出されたが、多くの意見は、まずは必要性の高い特許権・実用新案権の侵害訴訟に導入した上で、その他の分野、訴訟類型についても、将来必要があれば広げていくことが適当であるというものであり、特許権・実用新案権に係る侵害訴訟のみを対象とすることについては、大きな異論がなかったところでございま

す。

(エ) 対象とする審級。第一審判決の重要性に鑑みれば、第一審においても意見募集を実施できることとするのが適当との意見が出され、特許権・実用新案権に係る侵害訴訟の控訴審の専属管轄を有する知財高裁のみならず、第一審の専属管轄を有する東京地裁、大阪地裁も対象とするという方向性に大きな異論はなかったところでございます。

(オ) 当事者等による第三者への働きかけ等でございます。当事者等による第三者への働きかけや意見書の提出制限数については、ロビー活動に積極的な団体が多くの意見書を提出することで、少数意見が反映されにくくなることがないよう、多角的な観点から公正な判断がされることを望むという意見、運用状況を注視する必要性を指摘する意見が出されたが、働きかけ等に制限を設けないとする方向性に大きな異論はなかった。また、意見書の多寡では裁判所の心証は左右されないとの意見があったところでございます。

(カ) その他の運用に関する意見としては、第三者への周知方法については、裁判所のホームページに掲載することを検討してほしいとの意見、意見を求める内容については、第三者が訴訟記録を確認しなくて済むように、事案に関して多少の情報を提供した上で意見募集してほしいとの意見、各裁判所の間で運用のばらつきがないようにすべきとの意見が出されました。

18 ページ目、まとめでございます。本小委員会の検討を踏まえ、裁判所が必要と認めるときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度を導入することが適当である。

意見を求めることができる範囲は、法律問題や経験則などに限定せず、事業実態などの意見も募集できるよう、裁判所が事案に応じて必要と認めた事項とすることが適当である。そして、裁判所が当事者を介さずに第三者の意見を裁判所の判断の基礎とすると、弁論主義についての問題が生じる得るため、意見募集が当事者の申立てにより実施され、第三者が裁判所に意見書を提出し、当事者が意見書を閲覧・謄写し書証として裁判所に提出することで、裁判所が意見書を裁判所の判断の基礎とできるようにすることが適当である。すなわち、本制度の法的な位置づけは、当事者による証拠収集手続であり、裁判所が主体となって意見募集を行う点で、証拠収集手続の特例といえる。また、双方当事者の合意を得ることが困難な場合があるため、一方当事者の申立てを要件としつつ、裁判所が他の当事者の意見を聴いた上で意見募集の可否を判断することが適当である。

対象とする訴訟について、現時点において本制度に適すると考えられる典型的な対象が

「判決が当事者の属する業界のみならず、他の業界の企業等にも大きく影響を及ぼし得る特許権侵害事案」であることを踏まえれば、まずは、特許権に係る侵害訴訟を対象とし、今後、意匠権や商標権の分野、審決等取消訴訟などの訴訟類型においても、本制度に適する具体的な事案が見受けられるようになった段階において、その導入の必要性を検討することが適当である。

対象とする審級について、証拠は本来第一審で全て提出することが望ましいため、特許権に係る侵害訴訟の専属管轄を有する東京地裁、大阪地裁及び知財高裁において本制度を利用することが適当である。

当事者による第三者への意見提出の働きかけについて、本制度が当事者による証拠収集手続であるため、働きかけを禁止する必要はない。

第三者が提出できる意見書数の制限について、特定の意見の数の有意性を示すことは基本的に困難であるため、提出できる意見書数を制限する必要はない。

特許権と同様に技術的思想に係る権利である実用新案権についても、同様の課題、制度の必要性が存在し得るため、実用新案法においても本制度を導入することが適当である、とさせていただきます。

続きまして、19 ページ、(4) 特許権者の金銭的救済の充実でございます。

①中間とりまとめの概要ですが、(ア) 懲罰的賠償制度について、中間とりまとめにおいて議論いただいたところでございます。

上から4行目あたりですが、侵害者に制裁を加えることを目的とするような懲罰的賠償制度については否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきと考えられる。具体的な意見としては、近時の裁判例のように実施料相当額の算定に当たり相場の倍額の賠償額が認められることが定着するのであれば、あえて懲罰的賠償制度を導入する必要性はないという意見などがございました。

また、海外の制度についても、中間とりまとめでとりまとめているところでございます。ここは割愛させていただきます。

続きまして、21 ページを御覧ください。(ウ) 残された課題として、侵害者利益吐き出し型賠償制度について議論をいただきました。

②侵害者利益吐き出し型賠償制度の基本的な考え方として、その目的及び根拠は、侵害者に制裁を加えるというよりは、侵害者利益を剥奪することによって、権利侵害に対するインセンティブを失わせ、侵害を抑止することにあるということでございます。

22 ページ目を御覧ください。③本小委員会の検討で、(ア) 制度導入の必要性でございます。

制度導入の必要性については、実損填補の考え方をういた損害賠償額の算定方法では侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、いわゆる侵害した者勝ちのような状況が生まれてしまうという意見、特許権侵害についてこれまで刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していないという意見、訴訟に費やす時間、人件費などのコストが損害賠償額に見合わないという意見があった。

一方、近時の裁判例では、特許法第 102 条第 1 項又は第 2 項の「利益」が限界利益であること、覆滅事由の主張立証責任が侵害者側にあること、侵害の事実等を考慮して同条第 3 項の実施料相当額が増額され得ることなどが示されており、従前の枠内でも事案に応じた適切な損害賠償額を裁判所が認定する傾向にあるという意見、令和元年改正により高額な賠償額が認容されるよう算定方法が見直されたという意見、また、これらの裁判例や法改正の動向を踏まえて当面は裁判実務の運用を見守ることが適当であるという意見が多く出されたところでございます。

23 ページ目でございます。また、実損の填補を超える損害賠償は抑止的・制裁的な意味を持つ制度であり、そのような制度を導入すべきではないという意見、抑止的・制裁的な賠償制度を導入すると、知財体制を十分に整える力のない企業にとって想定外のリスクを抱える可能性が高まるという意見、特に最近の日本の裁判所において認容される損害賠償額が他国のそれと比較して低いとは言えないという意見があったところでございます。

少し飛ばしまして、24 ページ目、③のまとめのところでございます。

上記のとおり、特許権を侵害された者を適切に救済し、侵害の抑止が図られるよう、損害賠償制度の充実を図っていくことは重要であると考えられることから、特許権者の金銭的救済について検討したところ、以上のように、懲罰的賠償制度については、否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。侵害者利益吐き出し型賠償制度については、損害賠償が十分でないという意見があったものの、近時の裁判例において高額な損害賠償額が認められる傾向があり、令和元年改正の施行後は裁判例により一層の発展も見込むことができるため、制度の早期導入に慎重な意見が多数であった。

今後は、裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとす

るのが適当である、とさせていただきます。

次の訂正審判については、高橋室長からお願いします。

○高橋審判企画室長 審判企画室長の高橋でございます。

続きまして、25 ページ目、(5) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しについて説明させていただきます。

まず、①中間とりまとめの概要ですが、こちらについては、通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきであるとの御意見で一致し、中間とりまとめの後、具体的な制度化に向け、個別の論点について議論を深めていくべきという方向が示されていたところでございます。

②現行制度の概要は、皆様もよく御存じだと思いますので、割愛させていただきます。

26 ページ、③現行制度の課題です。大きく2つございます。

1つ目の課題は、(ア) 通常実施権者の増加及び多様化でございます。

特許権のライセンスにおいて、1つの特許権を1者にライセンスする単純な態様から、多数の特許権を多数の者にライセンスする大規模かつ複雑な態様への変化が加速しております。

また、AI・IoT技術の進展に伴うビジネス環境の変化は、これまで協働することのなかった異業種間におけるライセンス交渉の必要性を生み、ライセンス契約の相手の多様化の一因となっております。

以上のように、通常実施権者が増加し、多様化したことにより、特許権者が訂正審判等に際して、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難になっている。これが1つ目の課題でございます。

2つ目の課題は、27 ページ目になります。(イ) 特許権者の防御手段が失われる懸念でございます。

特許請求の範囲を訂正しても通常実施権者の法的利益を害するとはいえないにもかかわらず、通常実施権者が訂正審判等の請求を承諾しないことにより特許権者の防御手段を実質的に無効化し得ることは、特許権者の保護を欠く状況となっているというところでございます。

以上の2つが大きな課題となります。

④本小委員会での検討でございます。(ア) 訂正審判の請求及び訂正の請求における通常実施権者等の承諾です。

まず総論として、特許法上、訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての
手続の中で行う訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とすることで御意見が一致
しております。

28 ページ目にあるとおり、皆様からさまざまな御意見をいただいております。一つ一つ
説明することは割愛させていただき、ここではまず独占的通常実施権者について取り上げ
させていただきます。こちらについては、端的に申しますと、契約の問題ではないかとい
う御意見をいただきました。もう1つ、職務発明に基づく通常実施権者について、想定外
の不利益が使用者が被るのではないかという御懸念がございましたが、使用者は職務発明
に係る特許権を原始的に取得できたり、必要があれば契約による対応も可能であったりす
ることから、ここは承諾不要でよいのではないかという御意見もいただいたところでござ
います。こういった御意見を踏まえまして、先ほど申し上げた総論としての結論、御意見
になったと理解しております。

29 ページ目の (ii) 専用実施権者と (iii) 質権者の承諾については、引き続き承諾を必
要としてはどうかという御意見をいただいております。

次は、(イ) 特許権の放棄における通常実施権者等の承諾です。こちらについても、通常
実施権者の承諾は不要とし、専用実施権者等の承諾は引き続き必要ということで、御意見
が一致したところでございます。

30 ページ目の (ウ) 専用実施権の放棄における通常実施権者及び質権者の承諾ですが、
さまざまな御意見を頂戴しました。通常実施権者は排他的な利益が法的に保証されている
わけではなく、通常実施権の許諾の際に契約で対応することも可能であるから、承諾不要
としてよいのではないかという御意見もございました。また、専用実施権者が通常実施権
を許諾する際は、特許権者の承諾を前提として許諾していることを踏まえれば、承諾不要
とした上で、特許権者に対抗できる規定を設けることもあり得るのではないかという御意
見がありました。

一方、通常実施権者の実施の継続が法的に保護されるかどうかという基準で考えれば、
通常実施権者の承諾は引き続き必要とするということでもよいのではないかという御意見が
ございました。(ウ) に当てはまるようなケースは非常に少ないと考えられることから、ま
ずは意見の一致が見られた論点について改正を進めて、本論点については必要性に応じて
検討を進めることでよいのではないかという御意見もあつたところでございます。

(エ) 仮専用実施権の放棄における仮通常実施権者の承諾については、(ウ) と同様でこ

ございます

(オ) 実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者等の承諾についても、さまざまな御意見をいただきましたので紹介させていただきます。

包括クロスライセンスにおいては、この規定は負担が大きいという御意見です。もう1つは、承諾を不要とした上で、実用新案登録に基づく特許出願に通常実施権を引き継ぐという整理もあり得るのではないかと御意見もいただいております。

他方で、通常実施権者の実施の継続が法的に保護されるかどうかという基準で考えれば、承諾を引き続き必要とすることでよいという御意見、まずは意見の一致が見られた論点について改正を進めて、将来、検討を進めるということかどうかという御意見、同様に、包括クロスライセンスに実用新案登録が含まれる場合には懸念があるものの、法改正についてはステップバイステップでどうかといった御意見もございました。

次は、31 ページ目、(カ) 実用新案法及び意匠法についての検討です。こちらについては、特段、改正不要という御意見はなかったと認識しております。実用新案については放棄と訂正に関して、意匠法については放棄に関して、通常実施権者の承諾を不要にするということではよいのではないかと御意見があつて、専用実施権者と質権者については、引き続き承諾を必要というところで御意見が一致したと理解しております。

④まとめでございます。(ア) 特許法の改正の方向性です。32 ページにまとめの表がございますので、御覧ください。

訂正審判の請求、訂正請求、特許権の放棄等について、許諾による通常実施権者、職務発明に基づく通常実施権者の承諾を不要にしてはどうかということでございます。今回特に説明しておきたい点は、これら以外のところで、専用実施権の放棄、仮専用実施権の放棄及び実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者の承諾の要否についてです。先ほど幾つか御意見を紹介しましたが、特許法上、通常実施権者の承諾を不要として契約により対応するという御意見や、通常実施権者の承諾を不要とした上で通常実施権を対抗できるように手当てするという御意見及び引き続き通常実施権者の承諾を必要とするという御意見などがございましたので、引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえて、改正の必要性を検討することが適切ではないかと考えております。

ほかの法域に関して、32 ページ目の(イ) 実用新案法及び意匠法の改正の方向性のとおりです。先ほど紹介した御意見のとおり、手当てすることが適切ではないかと考えております。

以上となります。

○猪俣制度審議室長 続きまして、33 ページ目を御覧ください。その他の検討事項でございます。

特許制度に係る論点として、例えば、差止請求権のあり方等について検討を進めてほしいとの意見もございました。その他、中間とりまとめでも、幾つか別の論点についても、具体的なニーズの把握や課題の洗い出しを行う等の検討を進めていくこととされております。このため、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適当であるとしております。

続きまして、34 ページ目からは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い顕在化した課題等における新たな検討課題事項ということで、1つ目は口頭審理のオンライン化ということで、高橋室長からお願いします。

○高橋審判企画室長 続きまして、34 ページ目の(1) 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化について説明させていただきます。

まず、①現行制度の概要は、皆様御存じであろうということで割愛させていただきます。

②現行制度の課題ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる懸念があるということでございます。あわせて、将来的にデジタル化等の社会構造の変化に対応してユーザーの利便性を向上させる観点からは、当事者及び参加人が審判廷に物理的に出頭することなく、口頭審理の期日における手続に関与できるようにすることが望まれると理解しております。

35 ページ目、③本小委員会での検討で、(ア) 改正の方向性です。こちらについては、改正するというところで、皆様の御意見が一致したと理解しております。

(イ) 制度趣旨との関係です。この点も大きな問題とはならないということで御意見が一致したと理解しております。

(ウ) 運用上の課題です。この点、皆様からさまざまな御意見を頂戴しました。時間の都合上一つ一つ御紹介はしませんが、今後、いただいた要望を踏まえて運用を検討したいと思っております。具体的には、(i) なりすましの防止についてや、36 ページ目の(ii) 口頭審理の円滑な運用について、つまり、妨害行為があったり、通信が途絶えたときにどうするのかという点でございます。そして、(iii) インターネットを通じた公開をどうするのかという点もでございます。

37 ページ目は、(エ) ウェブ会議システム等による口頭審理の開催をどういった条件で

認めるのかという点です。この点も、皆様の御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

38 ページ目は、(オ) 実用新案法、意匠法及び商標法についての検討です。特許法に限らず口頭審理のオンライン化は望まれることだと思いますので、これらについても手当てさせていただきたいと思っております、委員の皆様からも特に反対の御意見はなかったところでございます。

④まとめですが、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法において、ウェブ会議システム等を用いて、当事者、参加人及び代理人が物理的に審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続に関与することを可能にすることが適当である、また、ウェブ会議システム等を用いた口頭審理を開催するかどうかの判断については、当事者の希望や原本確認の必要性等の個別の事情を踏まえて柔軟に選択できるような運用とすることが適当である、さらに、運用の内容についてはガイドライン等としてまとめてユーザーに周知していく必要がある、と考えております。

インターネットを通じた公開については、それを積極的に認める御意見と導入に慎重な御意見の双方がございました。引き続き皆様の御意見を聴取して慎重に検討したいと思っております。この点、0か1かということではなくて、間の運用というのもあり得ると思っておりますので、引き続き御意見いただければと思います。

以上となります。

○猪俣制度審議室長 続きまして、39 ページ目を御覧ください。(2) 災害等の発生時における割増手数料の取り扱いでございます。

①現行制度の概要でございます。特許権者は、特許料の納付期間を徒過した場合であっても、その日から6月以内であれば、特許料の追納をすることができ、その際には通常納付する特許料に加えて、その同額の割増特許料を納付しなければならないとなっておりますところでございます。

②現行制度の課題でございます。今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、特許権者が、当該感染症に罹患するといったやむを得ない事情により、特許料を納付期間内に支払うことができない場合が生じた。これについて、特許権者からは、やむを得ない事情である限り、「特許料の納付を怠った」とは言えず、納付期間を徒過した場合に必ず割増手数料を支払う必要があるとする現行制度は、不合理であるとの声が多数寄せられたことを踏まえ、こうしたものについても免除する規定が適当であるという提案をさせていただいた

ところでございます。

これについて、本制度小委員会でも、実用新案法、意匠法、商標法を含めて同様の手当てを行うことで意見が一致しているところでございます。

40 ページ目に、④まとめを書いております。コロナ禍において顕在化した問題点、上記検討、各国の対応等を踏まえ、災害の発生等、特許権者の責めに帰することができない理由によって特許料を納付すべき期間を徒過した場合に、割増特許料の納付を免除することが適当である。四法についても同様の趣旨から、併せて措置することが適当であるとさせていただきます。

41 ページの権利回復については、平尾課長からお願いします。

○平尾審査業務課長 41 ページでございます。(3) 権利の回復制度の見直し、①現行制度の概要については、皆様御存じですので、割愛させていただきます。

(イ) 特許法条約及び国内法における権利の回復規定については、特許法条約は、権利の回復の判断基準については、条約の定めにより、締約国は、相当な注意を払ったにもかかわらず期間が遵守できなかったこと、これは「相当な注意基準」でございます。あと故意でなかったということで、「故意基準」のいずれかを採用しろということで、P L Tは書かれております。我が国は、「相当な注意基準」を採用して、特許法、実用新案法、意匠法、商標法において、「正当な理由」があることを要件として規定しているところでございます。

(ウ) 我が国における権利の回復制度に関する経緯については、記載のとおりでございます。

②現行制度の課題でございます。この回復制度に関しては、特許庁の処分が後に行政争訟の対象となることも念頭に、「正当な理由」について厳格に解し、運用を進めてきたところであります。この結果、近年、国内外の出願人等から、我が国の権利の回復のための判断基準は、他の主要国の産業財産権法に比して厳格に過ぎるとの指摘を受けているところでございます。また、回復申請に対する認容率は、相当な基準を採用する国においても、60%以上となっておりますが、我が国の認容率は 10%から 20%と突出して低い状況にあります。

また、近年、特許等の権利化は国境を越えて行われることが多く、同様の手続の瑕疵に起因する期間徒過により喪失した権利が、他国では回復される一方、我が国では回復されず、結果として日本国内では十分な権利の保護がなされない事態も生じています。この状態は、P L Tの権利の回復の趣旨を踏まえておらず、期間管理上の手続的な瑕疵のみによ

り、実体的には保護要件を備えた発明等が保護を受けられず、権利として十分に活用されていない状態にあります。

このように、我が国が権利の回復のための判断基準として「相当な注意基準」を採用していることに起因し、他国との判断基準の乖離による不都合や条約趣旨との齟齬が生じている現状にあります。

③本小委員会での検討でございます。以上の点を踏まえ、本小委員会では、(ア) 権利回復の対象手続や回復可能期間については現行を維持しつつ、手続期間の徒過を治癒する要件について「正当な基準」から「故意でない基準」に転換すること、(イ) その際、権利の回復に係る要件を「故意でない」に緩和すれば、そのような権利の回復は容易となるどころ、新制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守を促すため、回復手数料を企業規模にかかわらず一律に課すこと、(ウ) 災害や感染症等によって、出願人等の責めに帰することができない場合に、回復手数料を免除する規定を設けること、(エ) 実用新案法、意匠法及び商標法においても、特許法と同旨の改正を行うことについて検討を行い、当該方向性については大きな異論はなかったと考えております。

ただし、今後の課題として、以下のような指摘がございました。

出願審査請求すべきかどうかや、特許権を維持すべきどうかを見極めた上で、回復申請の可否を判断する、といったケースが発生する可能性がある。回復手数料の導入や、現行法令における回復可能期間の維持に加え、必要に応じて対策を検討すべきこと。2つ目として、回復される案件の数が増える可能性が高いことから、影響を受ける第三者への周知を十分に行うこと。3つ目として、新制度における特許庁の判断基準について、予見性を向上させるとともに、制度の濫用を防ぐため、その施行に当たってはガイドライン等で周知する必要があること、という御意見をいただいたところでございます。

④まとめでございます。権利回復の判断基準については、認容率向上、申請者の手続負担軽減とともに回復申請の予見性向上のため、現行の相当な注意基準から、故意基準に転換することが適当である。また、新制度の濫用を防ぐとともに手続期間遵守のインセンティブとして十分な程度の回復手数料を企業規模にかかわらず一律に課すこととし、災害等、出願人等の責めに帰すべきでない理由があるときには、その手数料は免除することが適当である。さらに、皆様から御指摘を受けました、意図的な期間徒過の回復申請に対する歯止め的手段や、新制度の趣旨や運用の十分な周知方法についても、併せて検討することが適当であるという御意見であります。

ここに掲げました歯止め的手段でございますが、脚注を 44 ページの 28 に書いております。もともとある、①出願のみなし取り下げから回復までの間に、善意でその発明の実施たる事業又はその準備をしている第三者には、権利化後にその範囲内で通常実施権が付与されること。さらに、②期間徒過後の回復申請により認められた出願審査請求は、審査請求期間の満了時になされたものとみなされ、審査も 3 年のものと同じような期間でタイムラグをなくすことを考えております。また、新制度の運用に当たっては、ホームページ上で公表する回復申請状況に出願人名等を記載することなどを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○猪俣制度審議室長 最後に、45 ページ、(4) 模倣品の越境取引に関する規制の必要性についてでございます。こちらもう少し割愛させていただきまして、48 ページ目から御覧ください。

④特許法・実用新案法に係る本小委員会の検討でございます。商標制度小委員会では、近年の模倣品の流入増加に対応するため、商標法において、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討を進めることとし、本小委員会においても、商標法及び意匠法については、早期の改正を要望する意見が出されたところでございます。

一方で、特許権は、商標権・意匠権と異なり、1つの製品・部品において多数の特許発明が用いられている場合があり、その場合、製造事業者等が他者の特許権を侵害しないよう十分に注意を払っていても、多数の特許権を網羅的に調査することは非常に困難であるため、意図せず他者の特許権を侵害してしまうおそれがあります。

また、米国で国際貿易委員会（ITC）が行っているような準司法的手続が存在しない我が国において特許権侵害物品の対象についての水際措置の対象を拡大するには限界があるのではないかという懸念も示されたところでございます。

上記の懸念を踏まえ、今般、商標法と同旨の改正を特許法及び実用新案法について行った場合、これまで差止めの申立てを行ってこなかった特許権者が、対個人向けの差止めを目的に申立てを好んで行うケースが増えるおそれがあるのではないか、という意見が出されたところでございます。

また、税関における特許権及び実用新案権侵害品の差止めを行うことはあるが、商標権侵害品に比べて輸入差止件数及び輸入差止点数が少ないことから、現時点では、商標権侵

害品等と比較すれば、特許法及び実用新案法に同様の改正を行う必要性が乏しく、十分な調査や検討を要するのではないか、という意見もいただいたところでございます。

⑤まとめでございます。以上より、近年の模倣品の流入増加に対応するため、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権及び意匠権侵害行為と位置づけてとしても、特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止め状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当であるとしております。

最後、50 ページ目、おわりにでございます。取り巻く環境やユーザーの意見を踏まえ、各国における動向等も参考にしながら、引き続き特許制度の在り方について検討していくことが望ましいものと結論づけ、本小委員会において提言するものでございます。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して自由討議を行いたいと思います。御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。会議室にいらっしゃる委員の皆様は、御発言の際は挙手をいただくようお願いいたします。また、オンラインで御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。それを見て御指名いたします。御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただくようお願いいたします。

浅見委員お願いいたします。

○浅見委員 短期間に適切な取りまとめをしていただきまして、ありがとうございます。権利回復制度の見直しにつきまして、意見を申します。

審査請求の回復について、検討していただき、ありがとうございます。故意でないという基準を採用しますと、故意であると認定するのは難しいと思いますが、制度の趣旨を理解してもらい、濫用する者に対してさまざまな形で注意喚起をするということに賛成いたします。一方で回復申請がなされる案件が増えると思われまので、出願から3年が経過した後も、審査請求のチェックが必要であるということも十分に周知していただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いしてよろしいですか。

○近藤委員 御説明ありがとうございました。結論から申し上げますと、今回の提言につきましては異論ございません。

「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方」として、中間とりまとめにおいて議論を深化するとされた課題について、この場でさらに深い議論をすることができ、このような形で提言をまとめることができたこと、そしてウィズコロナ／ポストコロナ時代の特許制度として、早期の見直しの必要性が高いものについても短期間にこのように提言ができたことに関しまして、事務局の方々に感謝申し上げたいと思います。

また、委員会の場合でも申し上げておまして、今回の提言にも記載されておりますように、今後引き続き検討を進めていくとされております、その他の課題、特に差止請求権の在り方につきましては、今後、事業環境が大きく変わっていく中で、その在り方について検討することは重要だと認識しておりますので、確実に検討が継続されることを希望しております。

以上でございます。

○玉井委員長 では、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 まず報告書については、各論点について、各委員から出されたさまざまな意見を網羅的に満遍なく、しかも簡潔に取り上げていただき、その上で各「まとめ」の欄においてとりまとめていただいて、バランスに配慮された内容になっていると感じます。御配慮いただき感謝申し上げます。したがって、報告書案の内容については、この委員会での議論の内容を反映したものになっていると思っておりますので、異存はございません。

1点、33ページの「その他」について一言、言及させていただきたいのですが、この場でも繰り返し申し上げてきたのですが、産業構造が大きく変化して、価値の源泉が「モノ」から「コト」へとシフトしている中で、現状の特許制度がイノベーションを促進する役割を十分に果たしているのだろうかということで、点検・確認しようということで議論を重ねてまいりました。その上で、中間とりまとめを作成したということになります。

確かに、「モノ」の世界は依然として重要である一方で、必ずしも物の売り買いを前提としない「コト」の世界に適合した制度の検討の必要性は高まっているだろうと認識しています。特にAI・IoT時代のネット社会においては、「製造・販売」が生む価値よりも、「使用」が生む価値のほうが大きくなっていくと考えております。したがって、「製造・販売」が生む価値にウェートを置いた現行制度に加えて、「使用」が生む価値を適正に評価

して、回収するという制度の在り方を検討する必要性はあるのだろうと考えています。

また、特許制度というのは、母国語である日本語で世界の最先端の技術を日本の研究者、技術者がアクセスできるという利点があります。それがイノベーションを促進する上で非常に重要だと思っております。特に特許制度というのは、良質なインプット、即ち、世界中の最先端の技術というものを、出願人の翻訳負担という非常に効率的な形で集めて、公開して、供給するという機能も担っております。

そのためにイノベーションという点で言うと、国内のイノベーションを促進するという視点と、外国企業にとって日本の特許をとるメリットは何なのかという、2つの側面が非常に重要だろうと思っております。その結果、AI・IoT技術を含む海外技術を日本に呼び込んで、その結果として日本への出願増にもつながってくる、そのような流れになってくるのだろうと思います。

短期的なテーマということではないのかもしれませんが、中長期的な視点で取り組む議論かもしれませんが、ここにあるように引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続されていることをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

続きまして、萩野委員お願いいたします。

○萩野委員 萩野でございます。11月からの議論で、私の会社そして中小企業の意見をかなり取り入れてくださり、この報告書の内容には全く異論はございません。内容にほとんど書いていただいておりますが、少しつけ加えになるかわからないですが、二段階訴訟やアトニーズ・アイズ・オンリーなど、あと利益吐き出し型賠償制度について少し述べさせていただきます。

いずれにしても異論はないのですけれども、二段階訴訟に関しては、判決までに要する時間が短期化するなら本当に有効だと思うのですが、そうとも限らないときもあるようですので、実務の動向を踏まえて改めて審議するということです。これからAI・IoT技術が進展する中で、案件がますます複雑化するでしょうから、審理期間がどう推移するのか注視していただき、再び検討する際には、訴訟全体が遅延しないような制度設計を考えていただきたいと思います。

アトニーズ・アイズ・オンリーの件については、引き続き検討を行うことで異論はないのですけれども、以前の委員会でも申したとおり、私などの場合も原告、被告どっちの立

場にもなり得るだろうなと思いつつながら考えると、なおさらどっちつかずになるのですが、それで単純にどういうふうにするべきとは言いがたくなっておりました。10月から施行された査証制度による証拠収集の強化を実現するに当たって求められる制度だと思っておりますので、査証制度の運用を注視して検討を引き続きいただきたいということです。

アミカス・ブリーフに関しても、前々回でしたか、我々の懸念点というのは、ロビー活動に積極的な団体が多くの意見を出すことで、少数意見が反映されなくなってしまうのではないかと申したのですが、この点については、佐藤委員だったと思っておりますが、裁判所の立場から、意見書の多寡で裁判所の心証は左右されないとの御発言をいただいて、非常に安心しました。ただ、この制度の導入が決まって周知する際には、意見書の多寡で心証が左右されるものではないということを言っていたらいいのではないかと思いました。

最後、利益吐き出し型賠償制度についてですけれども、この報告書でも、これまで申し上げてきた内容も取り入れていただき、ありがたく思っております。中小企業からは、侵害者の手元に利益が残ってしまうことは納得しがたいという意見が強くあります。訴訟に費やす時間、人件費、コストの問題から権利行使しないという意見が根強くありますので、近時の判例などによって損害賠償額がどのように推移するのかを注視していただいて、こうした中小企業の声が存在するということを確認いただきたいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

松山委員お願いします。

○松山委員 報告書について皆さんもおっしゃっていたとおり、多くの論点についてきれいにまとめていただきまして、また、この場の議論を大変適切に反映していただきまして、感謝申し上げます。最終的なまとめについて、方向性を示していただきまして、全ての論点について私は賛成ということを発言させていただきます。

何点かの論点について少しコメントさせていただきますと、1つ目の二段階訴訟については、かなり議論された論点だったかと思っております。現在、訴訟における審理自体は二段階に分かれていることもあり、裁判所の訴訟指揮のもと、そこまで早急に法改正するニーズはなかったというところがあったのかなと思うのですが、今回の議論でドイツなど他の国のこともかなり分析していただき、また、二段階訴訟とした場合の論点を数多く洗い出していたらと思っております、この議論自体は大変有意義だったと思っております。

また、ニーズが高まった時に、今回洗い出した論点についても改めて議論することになるのかなと思いました。

訂正審判等における通常実施権の承諾のお話ですが、32 ページにある赤字の部分を改正する方向で異論もなかったところかと思っております。これは今まで議論していた話ではなく、資料にもないことなのですが、法改正を具体的に行っていく中で、経過措置でも、どの範囲で改正法を適用するかというお話になるのかなと思っております。例えば施行日より前に、既に独占的通常実施権を受けている者の利益を非常に尊重するという話になると、改正法施行後の訂正審判だけど、施行前に既に通常実施権の許諾を受けている者に対しては、改正法を適用しない、すなわち承諾を必要とするという整理もありうると思うのですが、今回の改正の趣旨はそもそも承諾を求めなくても通常実施権者の不利益ではないという整理がなされ改正することになったことを踏まえたと、この改正については、改正法施行後の訂正審判に一律に適用するというのも十分考えられるかと思っております。通常実施権の許諾の時期を基準とすると複雑な形になってしまうように思うので、改正法施行後に請求された訂正審判においては、どの時期に通常実施権の許諾を受けた者であれ、改正法を適用して承諾は不要というような、一律に改正法を適用する整理のほうがよいかと思っております。

あとは整理していただいたとおりなのですが、口頭審理のオンライン化も特に反対もなく、是非やっていただければと思っており、インターネットを通じた公開まで必要かというところは、積極説と消極説があったのは、まとめていただいたとおりだと思います。公開の範囲自体に今まで問題があったわけではないので、今回の改正を機に、公開の範囲を広げるということであれば、どこまで公開するかは、必要性なども踏まえて検討頂くということかと思っております。

権利回復制度についても、故意基準にすること自体は賛成です。ただ、故意基準にしてしまうと故意かどうかの立証が難しい、判断が難しいということもあり、悪用される可能性があるのではないかという懸念、御指摘があったところです。

今回、それらの懸念に対して 44 ページの脚注においていろいろと整理していただいているかと思っております。権利回復制度を使用した場合、48 条の 3 により、法定の通常実施権が設定される可能性があるのですが、審査請求する側からすれば、このことを認識していれば、抑制的な利用になるかと思っております。また、先ほどお話があったように審査請求の時期を 1 年遅らせても、審査が着手される時期がほとんど変わらないという御説明を踏まえると、

悪用しても実際には、ほとんどメリットはない、ということになるのかと思います。そうしますと、回復手数料、多分ある程度抑止力なるような高額なものを設定することになるのかと思いますが、かかる高額な手数料を払ったとしても、実際に審査に着手される時期が余り変わらず、他方で、法定通常実施権が設定される可能性がある、ということだと思いますので、一定の抑止力がある制度なのかなと思いました。

そのほか、運用としましては、今も、回復申請状況が公開されていると思いますけれども、今は出願番号と請求した日しか書いてない中、今後は、出願人の名前も掲載して公開することなども検討されているとのことで、これらも抑止力になると思っております。ただ、どういった使われ方をするか運用してみないとわからない部分もあると思います。懸念の声もあったところでもありますので、事例を積み重ねながら、これでは足りないという話になれば、また適宜考えていただくという形で御議論していただければ、しっかりとしたい運用ができるのではないかと思います。

私からは以上になります。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

杉村委員お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。杉村でございます。報告書案を短期間に作成いただきまして、本当にありがとうございます。中間とりまとめまでの議論、その後の議論、いろいろな意見がございましたけれども、全て網羅していただきまして、各項目についてまとめということで方向性を示していただきました。まとめの方向性についてすべて賛成を表明したいと思っております。お

幾つか御意見を申し上げたい点は、口頭審理の期日における当事者等のオンライン化についてです。運用についてはさまざまな意見が出されたところでございます。これに関して報告書のとりまとめ、38 ページに、ガイドラインを作成して、ユーザーに周知していただけたということを記載いただきました。ありがとうございます。そのガイドラインの作成に当たっては、産業界をはじめ関係団体の意見も聴いていただいて、ガイドラインを作成していただければと思っております。

それから、先ほど松山委員からも御意見がございましたように、前回の小委員会において権利回復のことについて議論させていただいたところでございます。そのときに権利の回復については、濫用について懸念に関する意見を申し上げたところでございますが、こ

の短い期間に事務局様から、44 ページに記載いただいているような対応策も提示いただきまして、ありがとうございます。提示いただきました対応策の案について賛成でございます。ここに記載されているように、まずは権利回復中の第三者の実施に法定通常実施権が付与されること、それから、審査の着手が速やかに行われるということで、「故意」に対する濫用に対しては、ある程度の抑止効果が期待できるところではないかと理解しております。

また、44 ページに書いてありますように、繰り返し回復を行う者、頻繁に行う者、必ず権利回復を行う者に対してですが、「故意」ではないかという疑念がある程度高まった段階で、何らかの手続書類書面の追加を提出させる対応、それからホームページ上での公表などの対策をとることについても有効な対応策だと思います。

また、御提案いただきました対策に加えまして、前回の審議会で発言させていただきましたように、43 ページの報告書のところでも記載されておりますように、「故意」の基準を明確化するために、幾つかの参考事例を記載したガイドライン等を示していただきまして、運用の充実化を図っていただくことを期待しておりますので、是非よろしく願いいたします。

最後になりますが、33 ページの (6) その他の検討事項ということで、中間とりまとめでも記載されていた幾つかの具体的な今後の検討事項が示されております。今後、この小委員会において、A I ・ I o T 時代にふさわしい特許制度の在り方を、ここに示されているような課題を中心として積極的に議論していくことを期待しておりますので、この点よろしく願いいたします。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

では、設楽委員お願いいたします。

○設楽委員 ありがとうございます。設楽です。今回は非常に短期間に適切に各意見をまとめていただきまして、ありがとうございます。大変バランスよくまとめられていると思っております。感想を若干申し上げたいと思います。

まず損害賠償の規定については、私は従前から、今の損害賠償の規定は特許権者にとって最強の規定になっているという意見ですので、基本的にこれ以上の改正の必要性はないと思っております。この意見書にもありますように、知財高裁の2つの大合議の判決が出て、実務上損害額の高額化が進みつつあるのは非常に大きなポイントなのかなと思ってお

ります。裁判所の運用が一番大事なのかなという感想を持ちました。損害賠償の規定の改正を今後考えるよりは、裁判例の流れを注目することが大事なのかなと思いました。

それから、36 ページの (iii) に口頭審理のインターネットによる公開の問題があります。ここが非常に大きな論点なのかなと思っております。裁判は、インターネットを通じてどこまでできるかというのが今現在法務省等で議論されていると思いますが、それに先んじて一番オンライン化しやすい口頭審理を、インターネットを通じてもやれるようにすることに踏み切っていただいたのは大変重要な意義のあることだと思っております。

それ自体は問題なく、つつがなく進行すると思いますが、あとは残された論点が、インターネットを通じて公開というところまで踏み切るかどうかというのが、36 ページ以下にいろいろな懸念もあるということで書いてございます。実際にインターネットを通じて公開したときに、どのような問題が生じるのか、様々な御心配があるということに記載されていて、これも全くそのとおりでございます。

ただ、1つの考え方としては、思い切ってやってみたらどうか、それほど心配することはないのではないかとということです。今世界的に新型コロナウイルス感染症がはやっている状況下で、インターネットを通じて裁判なり特許審判の手続なりを進めていくのは世界的な流れになっていると思います。日本がどのような立ち位置でこれを進めていくのか、まずは思い切ってインターネットを通じて公開して、やってみたらどうでしょうか。もしかして非常にまずいことが起こるようであれば、その段階で少し制限すればよく、まずはやってみるという方向性が非常に面白いなと考えているところです。感想までですけれども、ここは非常に重要な論点であるような気がしましたので、コメントさせていただきました。今回、適切にまとめていただきまして、ありがとうございました。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

長澤委員 お願いできますか。

○長澤委員 長澤です。おはようございます。

まず、最初に、今回の中間とりまとめに対しては、事務局の方々に幾度となく来ていただき、インタビューしていただいて、産業界で実際に起こっていることについて、情報交換を十分にさせていただいたと思っております。そして、その上でこのような案を出していただいた事務局の方々には、大変感謝いたしております。そういう意味でも、中間とりまとめ案については賛同いたしますが、情報を共有するとともに、今後の法改正に向けて、

3点ほど発言させていただきたいと思います。

最初は、設楽委員がおっしゃったことに似ているのですが、今回の口頭審理をウェブ化しようという方向性はもちろん大賛成なのですが、その傍聴者については、インターネットでの公開に慎重な意見が多かったと記憶しています。ただ、慎重な意見が多いということで、いつも日本は乗り遅れるというのは避けたいなと思っておりまして、少々調べてみました。

EPOの異議申立てのオーラルプロシーディングについて現地の話を聞くと、かなり厳しい条件をつけながら、傍聴者がどこからでも聞けるようになっていると聞いております。その条件を見ますと、3日前にEPOに申請していることが1つです。それから申請に当たっては、傍聴したい異議案件の出願番号、口頭審理の日程、申請者の氏名、メールアドレス、といった情報をEPOに提出する。これを受けてEPOは傍聴を可か否か決めて、異議の口頭審理を傍聴するためのリモートアクセス権を送る。

口頭審理に際して傍聴者は、マイクもカメラも当然オフにする。審判部が指示して発言してくださいと言った場合は、この限りでない。ビデオの録画も禁止、音声の記録も当然禁止ということで、既に運用が始まっていると伺っているので、日本も傍聴者が参加しやすいようにしてもよいのではないのでしょうか。特にこのまま、そっくり真似てほしいというわけではございませんが、何らかの形で傍聴がもう少し自由にできるようにしていただければと思います。

2点目ですが、何回か申し上げている包括クロスライセンスなどの実態を踏まえた訂正の請求や訂正審判の請求における通常実施権者の承諾の要件の見直しについては、今回まとめていただいて非常に感謝しております。

しかし、実用新案登録から特許へ変更出願したときの問題が残ってしまいます。実際に実務面でみると、特許も実用新案も全てライセンス対象にすることが多いです。それは変更出願も含めて、分割出願も含め、全ての特許と実用新案に関連する権利はライセンス対象に入ることがほとんどであります。ですので、ライセンシーとしてはそんなに問題がありません。

ライセンサーとしても、我々は普通契約上で処分権といいますか、クレームの補正を含め権利化に当たった全ての作業は権利者に委ねられるという契約を交わすことが多いので、これも非常に大きな問題にはならないということで、立法の早期実現のために、今回強い反対はしませんでした。

ただ、何人かの方にインタビューすると、実用新案を使われる方は中小企業やスタートアップが多いようです。費用の関係もあると思います。中小企業が出願した実用新案に書かれている技術が非常にいい技術である場合、権利者は、ライセンサーとしてライセンス料を得ていく、もしくは他社と共同開発をする際にバックグラウンド技術としてクロスライセンスの対象としたり、グラントバックをもらったりすることがあります。

ところが重要な件であると認識し、数年たったころに、これはできれば実用新案登録に基づいて特許出願してもう少し権利の延長をしてライセンス料を得たい、もしくは継続して他社と関係を築きたいと思っているときに、ライセンサー、これはひょっとしたら大企業かもしれませんが、これが何10社もいたとしたら、ライセンサー側としては追加でライセンス料を払いたくないので、変更出願は認めないという使われ方もする可能性があると思います。これは非常にレアケースかなと思うのですが、実用新案登録から特許出願への変更時の通常実施権者の承諾がもう一度法制度の議論の俎上に載るかどうかを検討する上での参考になるかと思いましたので、発言させていただきます。

最後になりますが、今の日本の特許制度にあつては、特許自体を区別するのは非常に難しいと思いますが、社会インフラ化した技術の特許は、別途、あり方を考えるべきではないでしょうか。社会インフラ化した技術を利用しないと、今はビジネスを行うことはできません。サイバーフィジカルというのは日本の強みで、フィジカルとサイバーエリアの間のAPIとか、エッジサーバーとか、その辺りの仕組みをうまく作り込めるのはフィジカルデバイスに長けており、サイバー空間も使いこなせる日本に優位性があると思っています。しかし、そこのビジネスをやろうとすると社会インフラを使わざるを得なくなります。そうすると社会インフラの権利者が1000社以上いて、これ全てを解決しないとビジネスが始められないことになると、真面目な日本企業はビジネスができなくなるぐらいのインパクトがあるのです。

それを、日本では、ある程度は裁判官の良識の中で判断していただいている、これまでは事なきを得ている面があります。ただ、実際に事業を始めようとか、研究開発投資を試みようとかというのは、予見性が高ければ高いほどやりやすい、投資がしやすいわけで、何とかもう少し予見性が上がらないかなということを考えております。

数百とか千を超える権利者から全てライセンスを得ないと、ビジネスをやるのは犯罪に近いみたいな言い方をされると、これは反対せざるを得ません。今回はこの中間とりまとめで結構なのですが、先ほど近藤委員もおっしゃったように、差止請求権もそうですが、

社会インフラ化した非常に多くの特許、検討もできないほど多くの特許をいかに扱うのかというのも、今後は日本の法制度の中で検討の対象にさせていただければと思います。

その中で事務局の方々ともいろいろお話をさせていただいて、主観的な要件も少しは盛り込むことを視野にいれて検討しないと難しいかなと思っています。特許を区別することは現行法では非常に難しいと言われていますが、例えば今回も「故意基準」という言葉が使われたり、不競法では「悪意」とか、「重過失」とか、「図利加害目的」という言葉が法制度上使われているので、それがいいとは言いませんが、その辺の民法と矛盾しない範囲において、できることは何かというのを日本が先頭になって考える時期にきているのではないかと思いますので、この点を3点目として発言させていただきます。ありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

では、中畑委員お願いできますか。

○中畑委員 中畑です。短い時間にとりまとめ、ありがとうございました。私からは3点ほどコメントさせていただきます。

1点目が、二段階訴訟のところです。8ページと9ページを見たところ、スタートアップ業界として、訴訟を二段階にしてほしいということ自体が目的なのではなくて、経営判断するために必要な情報が早く手に入る、そこがメリットであるという目的がきちんと明記されていたことは大変ありがたいと思っております。その上で9ページのまとめのところでも、現行法のもとで取り得る手段によって、その目的を満たすことができるのであれば、前々回のスライドにもあったように、訴訟の迅速化に資するような手続であるとか、こういうふうになれば実質的に同じような効果が得られるとか、運用についてのアドバイスや積極的なアナウンスがあると、知識がすごく非対称な若いプレーヤーに対しては、すごくありがたいのかなと思いました。

2点目については、50ページのおわりにのところで、「ユーザーにとって利便性」という言葉がありました。私としては、ここのユーザーというのは、スタートアップ企業にとっての利便性でもあると思いますし、中小企業にとっての利便性でもあると思っています。当然、大企業にとっての利便性。さらに、これらの組み合わせ、企業によるコラボレーションを行う際の利便性も当然含まれていると思っていますので、引き続き、よりよい制度の在り方についての検討は続けていきたいと考えております。

3点目は、御検討をお願いできるかなと思っているところですが、50ページの「おわり

に」に、「イノベーション戦略を支援する」ということが書いてあると思います。まさにイノベーションというものを、それだけで会社を興して頑張っているスタートアップの方々に対しても、イノベーション戦略、経営戦略として、イノベーションというものをとっていくのはすごく重要なことだと思っています。細かいのですが、「おわりに」のところに「イノベーション戦略」という言葉があるので、「はじめに」のところにも、そういうイノベーションを支援するとか、イノベーションに資するという言葉が入っているとすごく心強いなと思いました。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、鈴木委員お願いいたします。

○鈴木委員 報告書をありがとうございました。内容については全く異存ございません。ただ、通して拝聴しまして、ユーザーの観点で最も緊急性が高いと思われるのは、口頭審理のオンライン化だろうと思いました。すぐにも対応を始めていただきたいと思う一方で、傍聴については異論も多く、まだ詰まっていない状態だったというのは心配しております。長澤委員からEPOでの傍聴システムの御紹介もありましたが、他国も日本に先んじて、審理のオンライン化は既に進んでいるようでございます。最近でも、日本の特許庁からは、口頭審理期日に出廷しなさいと来ましたが、中国では当然にオンライン化で来たりしておりますので、早く導入していただきたいと思います。

傍聴のシステムですが、審判廷ではなく、地方の公共的な機関での傍聴を可能にするという案もございました。インターネットを通じた傍聴についても賛否両論あったと思います。いずれにしても事前の登録制をとることで、傍聴者の所在をはっきりさせることで、かなり安心した制度になるのではないかと思います。

以上でございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 今回のとりまとめ案については、今の特許制度をめぐる非常に幅広い論点を取り上げていただいて、議論を深めていただいて、大変ありがたかったと思っております。

これから申し上げることは感想めいたことになるのですが、裁判の実務をやっておりますと、裁判というのは独立した、孤立した世界ではなくて、特に知的財産権訴訟というのは、背後にある経済状況とか、特許で言えば審査あるいは審判制度と相互に関連している

制度でございます。

今回、損害賠償制度について御議論いただきましたけれども、損害論の審理の結果、利益が例えば 10 億あったという認定になると、そこで 5 割覆滅したとしても 5 億円の認容になります。他方で、販売された製品の利益額の合計が 500 万であれば、覆滅を全くしなくても 500 万円の認容にしかならない。このように結果としての認容額は、覆滅の割合には関係がなく、侵害にかかる製品がマーケットでどれだけ売れて、どれだけ利益を得たかにかかっていますが、これは、裁判所でコントロールできません。つまり、賠償額というのは背後の経済状況とか特許の質に大きく左右されるものだということです。

また、ライセンス料相当額についても、実務におけるライセンス料率が影響しますし、審決取消訴訟についても、審査審判実務と切っても切り離せない関係があるわけでございます。そういう意味で、裁判制度というのは、最後の権利行使の実効性を保つために重要だということで、そのあり方について御議論いただくのは大変ありがたいと思いますが、まずその背後にある経済状況、特許制度全般をよく見る必要がある面もあろうかと思えます。そういう意味では今回、幅広く御議論いただいたことについては、適切であったと思えますし、ありがたかったと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。ございませんか。ございませんようですね。

本日も多様な意見を頂戴しまして、ありがとうございます。その御意見の中には、将来の検討課題として、この報告書で触れられていることもございました。それについては当然、今後検討していくべきものだろうと思えます。

それから、頂戴した御意見の中には、報告書の中で当面の法制化について慎重な方向でまとめられていることについて再考を促すものもございました。これについては、本日までの御意見が議事録に残り、状況が変われば、将来ここまでの御議論が生かされるということは前回も申し上げたとおりでございます。

それから、多少気が早いといいますが、法文ができた後の運用、あるいはガイドラインの策定についても御意見をいただいております。これは、その際に特許庁において十分に配慮されるものだろうと思っております。

それから、その法律の施行期日についても御意見をいただいております。これは遡及適

用することになるのか、それが技術的に難しければ適用期日は一律とした上で現行法の解釈について裁判所において適切な運用がなされることを期待するという方向になるのか、そこは現時点で確言できないところがございますが、たとえ後者でありましても、立法府の意思が示された場合にはそれに沿った適切な運用がなされるであろうとの期待をこの場で表明していただいたと整理できるだろうと思います。

以上、総合いたしまして、拝聴いたしました限り、この報告書（案）「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方（案）」の方向について、御異論はなかったような気がいたします。したがって、御了解を得られたと考えますけれども、御異議はございませんでしょうか。（「異議なし」の声。）

どうもありがとうございます。

それでは、本小委員会としまして、この報告書の方向について御了解をいただいたものと認めたいと思います。この報告書（案）につきましては、今後パブリックコメントに付すことにしたいと思います。なお、パブリックコメントに付すに当たりまして、技術的な字句の修正などが必要になるかもしれません。その場合につきましては、どのように修正するかにつきましては、大変恐縮ですけれども、委員長である私に御一任いただければ大変ありがたいと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」の声。）

どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議はここまでとしまして、本日の議論を終了したいと思います。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御審議いただきましてありがとうございます。

本報告書案につきましては、今後、1カ月程度の期間を確保して、パブリックコメントに付したいと思います。

次回の開催日時は、来年の2月5日（金）13時から15時までを予定しておりますが、場合によっては書面審議の可能性もございますので、開催形式の詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。その際の議題につきましては、パブリックコメントを踏まえた報告書案の提示を予定しております。

○玉井委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第45回特許制度小委員会を閉会いたしたいと思います。

本日は、長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会